

# 声の処刑

— 法・言語・インファンティアについて —

## Execution of Voices: Law, Language and Infancy

佐藤 晋平\*

Shimpei SATO

要旨：法社会学などの紛争研究は、裁判的解決方法に当事者の声が反映されないことを指摘してきた。では、どのようであればこうした声を聴けたと言えるのか。その判断は簡単ではない。アリストテレスの言うフォネーの音声的な側面は、動物にも見られるものだ。ド・セルトーやリオタールが言うように、それはこれを言語として聴こうとする者を通り過ぎる。声は言語前の存在であるインファンティアの情念の激発であり、読み取りうる言語ではない。だから見方を変えれば、このインファンティアについて語る者は、すでに声を通り過ぎた 後にいる。しかし、法はそのような勝手を許さない。カフカが『流刑地にて』で描いたように、法はそうした無垢な生・身体を妬み、残酷な形で罰する。だからこの生・身体は決して言語そのものへ至らず処刑されるのだが、アガンベンが言うように、ここで生が分裂してしまうからこそ私たちは言語になりえないものがあることを知る。

キーワード：声，紛争，インファンティア，リオタール，アガンベン

### はじめに

私たちは誰かと衝突したとき、自身の正しさを主張し相手の誤りを指摘するために言語を用いる。しかしこのような正義の基準の言語化は、明白な衝突がない場面ですでにされていたわけではない。日常では、〈なんとなく〉なにかを感じしゃべっているだけのことの方が多い。そして、この場面を正しさや誤りの基準に照らして言語化することはそれなりに難しい。だからおそらく、正義に関する言語と日常の〈なんとなく〉の世界には、大きな隔たりがあるのだろう。コミュニケーションにおいて法的正義をもち出す、あるいは「私には権利がある」と言ってしまうと対話が困難になるのは、その例だ（棚瀬 1997：29）。だから、法には人々が日々の生活で求めることを反映しえない側面がある。ここから法社会学等の紛争研究では、後で見る和田仁孝や西田英一の研究がそうであるように法に構成しえない人々の声を聴くことの重要性が指摘されてきた。

---

\* さとう しんぺい 文教大学教育学部

しかし、声とはなんだろうか。音声のことだろうか。声を風の音、犬の吠える音と異なるものだと私たちが言うとき、それは言語とどう違うと私たちは言っているのだろうか。言語になっていない音声を、私たちはただの物音と違う人間固有のなにかだとしてどう認識していると言うのか。法の外に置かれた声に注目する研究においても、このことは必ずしも明瞭でないように見える。よって本稿では、まずは法的紛争から漏れる人々の声に注目する研究を追う。そしてそこで論じ残された問題を取り出し、法と声の関係についての哲学的な論議からこれを再考したい。

私たちの声は、本当に法と無関係な次元において聴きうるものなのか。自分の声を自分のものではない法へ構成する危険を冒して初めて、私たちは法に到達しえない自らの情念に気づくのではないか。F. カフカの『流刑地にて』、そしてJ.F. リオタールとG. アガンベンのインファンティア論が、この考察の導き手となるだろう。

## 1 法的紛争と声

### 密猟する法社会学

近代実定法の仕組みを批判的に考察してきた和田仁孝は、中立的に見える法が「いかに「なまの体験」をゆがませ、社会生活の複雑さや非合理性、無秩序さや苦悩をみえなくしてしまっているか」（和田 1996：41）を指摘する。そして重要なことは、人々の「主観的体験」や「現実」が構成される日常的な場を研究の視野に入れることだとした（和田 1996：56-57）<sup>1</sup>。

そのための視角の一つとして、和田はド・セルトーの「密猟 braconnage」に着目した。これは、たとえば読むという行為の最中に発生する脱文脈化と創造の働きのことである。ド・セルトーは次のように言う。私たちにあって、「言葉を理解する行為」と「文字にかかわる行為」は同じことではない。理解できなければ読むことができなだけでなく、これらは並行して進む。そもそも、口頭での言葉のやりとりによって習得された文化的な記憶の蓄積から、意味を問うという姿勢が生まれてくる。そうした予期・予見の意味的な作用がある一方で、文字に書かれたものはなにかを切り取ったり浮き彫りにしたりするだけである（IQ1：244 = 387-388）。だから文字を読む作業で、私たちはさらにまた別の意味を発生させてしまう。私たちは読むことで作者の「意図」とは別のなにかを制作し、テキストを起源から引き離す。「密猟」は、テキストには本義＝固有のもの *propre* があると言う者たち、そしてその本義を解釈することができることを称するエリートのための社会的権力に対して、この教化から逃れあるいはこれを侵犯するアイロニカルな詩的活動である（IQ1：247-249 = 392-395）。

確かにこれは、法を読み法から逃げゆく実践だろう。この着想を引き取る和田は、沖縄の相続において近代民法に適用主張の陰で実は伝統的慣行の維持が目指されたさま（和田 1994）、あるいは医療事故訴訟で代理人の問題構成に納得せず「私にとっての法廷」を現出させようとする原告の声（和田 2004）などを描いてきた。これは、法を目的地としない点で法を「密漁」する声ということなのだろう。和田は、ルールによる「支配」とこれに対する「抵抗のせめぎあいの中で見え隠れする多様な「声」を救い出していくことが一つの重要なプロジェクトとなる」とする（和田 1996：198）。しかし声とは、本当に私たちが救い出せるようなものなのか。和田の記述とド・セルトーの記述を振り返りながら、考えてみたい。

ド・セルトーは言う。もし私たちが「野生」を名指して＝言い渡して *signifier* しまえば、それはもう「野生」そのものではない。野生のものは、通り過ぎて行く。それは通り過ぎる場所をか

き乱すが、場所を作ることはない (IQ1: 226-227 = 360-361)。しかしそれは書かれたもの、エクリチュール *écriture* と無縁なわけではない。むしろ、エクリチュールがあって読むという「密猟」が可能になる。読むとは、別の所、自分のいない所、別の世界にいるということである。読むことは場所をもたない (IQ1: 250-252 = 396-399)。見方を変えると、口頭のものは無限に外的であるがそれなくしてエクリチュールは機能しない (IQ1: 234-235 = 373)。

だから、声は描写することができない。それは、書き留められたもの (エクリチュール) を通り過ぎていくのだから。だとすると、和田が「多様な「声」を救い出していくこと」を目指したことを注意深く考えねばならない。私たちは法となりえない声があることを想起できても、声そのものを書き留めようとすればそれは声でなくなってしまうからだ。

### 混乱をもたらすものとしての声

この点、やはり紛争における声に着目しながらも和田と異なる論点に踏み込んでいるのが、西田英一だ。西田にとって声は、身体的なものである。私たちの日常的な苦しさを法的に加工すれば「損害」となるが、今度はその加工に取り残された「痛み」、それを示唆するものとしての声論じられる (西田 2014: 185)。和田は声を救うことを目指したからか、そこには記述可能なものがまだ含まれるように見える。しかし西田は、声のより書き留めることができない側面に注目している。彼は意味の構成が崩壊したもの、混乱や混沌、あるいは「痛み」「苦痛」という身体的な感覚として表現されるものを抜おうとする。

西田が取り上げた一つの場面を紹介したい。彼は、福島県の原因事故によって全町避難を強いられた福島県浪江町の復興シンポジウム (2015 年、東京) での町職員の報告を聴いた際のことを記述している。その報告の語りは決して終始論理的であったわけでもないようだが、それでも、あるいはだからこそ、聴き手にはなにかが届いたようだ。

この場には声だけがあり、静寂と圧倒的受動性のなかで私にできたことは、ただ声についていくことだけであった。そして論旨の理解や予測をしようとするいつもの動作は完全に封じられた。物理的な力を使わず、音だけで体の動きが止められてしまったのである (西田 2016: 107)。

報告で「子どもの学校、病院、介護者、通帳、印鑑、権利証、車、ローン、置いてきたペット、家畜。」と語が羅列的に述べられたとき、それを聴いた西田は「混乱」したと言う。そして「後で気づいたことだが」「この混乱は、そっくりそのまま当時の被災者を襲った混乱だった」としている。この語の羅列について彼は、「音の磔」と表現した (西田 2016: 110)。

また、西田はナラティブ研究に触れながら、「痛み」「苦痛」は生を意味づける物語として構成することができず「「全て」として重く覆いかぶさってくる」としている (西田 2014: 188)。私たちは自分の人生について物語 (ナラティブ) を構成しながら生きているから、そのあり方が変われば苦しみが解消することがある。しかし西田が「痛み」「苦痛」の声として考察しているものは、このように物語として構成しえないなにか、あるいは構成しえない状態そのものである。そこには「物語の始まりも終わりもなく、絶え間のない現在だけがある」 (西田 2014: 188)。それが、「「全て」として重く覆いかぶさってくる」のだ。

とはいえ、この「全て」を論じる手がかりは「全て」自体ではないことに注目すべきだろう。

町職員の報告の語の羅列は「音の磔」と表現されているが、西田が行ったのは「磔」にならなかったものの考察である。だから、「磔」となったものがなかったものを想起させている。つまり、もし声が「磔」とならなかったなら、声は聴きえなかったのではないか。「磔」となったものがあつたから、そして「磔」にし損ねたものが残つたから、その前になにかがあつたと感じられたのではないか。西田の場合、同様の関係は法と法外のものの間にも見てとれる。つまり、被害者らの法的紛争の文脈に乗せることが難しい苦痛の原初の姿がそのまま論じられているわけではなく、法的に構成される「損害」のとり残しとしての「痛み」が論じられるのだ（西田 2014：185）。ド・セルトーの言葉を借りれば、西田は彼自身を通り過ぎそこに残つたマーク、染み、言い損ない（IQ1：227 = 361）から、通り過ぎた声について考察しているというべきではないか。

以上から、今後の考察のために2つの問いを示したい。和田は法を目的地としていない声を描写してきたが、西田は声を前にして書き留める手が止まり理解も不可能になつたという。第1の問いは、はたして私たちは声を書き留めることができるのか、である。次に、西田は声とは痛みや苦痛の「全て」だと言うが、そこへの接近は「磔」となる言葉、あるいは法の残りの部分の読み取りからされていた。よつて第2の問いは、法となりえない声の考察は、法の前ではなく後、法の残余を考えることからなされるのではないか、というものだ。私たちが声を聴くには、声が「磔」になつた後でなければ無理だということなのではないか。

## 2 声・インファンティア・言語活動

フォネーとインファンティア－リオータルから

法と声はどのような関係にあるのか。アリストテレスは『命題論』 *Περὶ Ἑρμηνείας, De Interpretatione* において、音声としての声、フォネーにおけるもの *ἐν τῇ φωνῇ* とは魂において受動的に起こっていることの *τῶν ἐν τῇ ψυχῇ παθημάτων* 符号・割り符・象徴 *σύμβολον* であるとした。ただ同時に、フォネーは第一には魂の受動的なものの記号 *σημεῖον* だともしている（第1章 16a3-4）。声は符号・割り符である、あるいは第1には記号であるとは、どういうことなのか。『命題論』を翻訳した早瀬篤は符号も記号も規約によつて成立するという解釈を紹介し、両者は類似の意味だとする（翻訳書 p.113 注（5）（6）；補注 pp.171-172）。ただこれと異なり、声の規約となりえない側面が注目されることもある。

J.F. リオータルは次のように言う。アリストテレスにおいて声はすでに分節されたものと見られている、つまりこれが受信され意味となる場面が注目されている。リオータルはこれをレクシス *lexis* だとし（LE：131-132 = 186-187）、ロゴスと並置する（LE：137 = 195）。それは、上記の早瀬の言うところの規約の面だろう。しかし、声には音として、レクシスとして読解されることを逃れようとする側面はないか。声が第一に記号 *σημεῖον* とされたのはそういうこと、つまりそれはなにかに代置されえず、それ自身でそれと知られる意味そのものだという（LE：133-134 = 189）。『命題論』では、動物も鳴き声によつてなにかを表していると言われる（第2章 16a28）。その意味で声は情動 *l'affect* であり、それは魂のただ一度の激発が心の状態の印 *signal* となつたものだ（LE：134 = 191）。情動は屈折 *la flexion* を受け入れない（LE：136 = 193）。「さまざまな情動が、もっとも明確であるはずの指示的意味作用 *les signification référentielle* と目的地 *les destinations* への差し向けのうちに、沈黙したまま不法に住みついてしまう」（LE：139 = 198）。レクシスの方は屈折しており、それによつて屈折を拒むフォネーを隠蔽しているのだ。ド・セル

トーが声は通り過ぎるとしていたことが、思い起こされよう。

通り過ぎていく私のフォネーは、私自身も聴くことはできない。もちろん、語ることもできない。言葉をもたない状態について、リオタールはこれをインファンティア *infantia*（語らない者）として論じた。それは「幼児期」でもあるが、人生の一時期として過ぎ去ってしまうものではなく、言説 *discours* に取りつき、しかし言説から引き離されたもののことである（LE：9 = 5）。語りえないものとしてのインファンティア自体は分節化されていないのだから、そこには情動が完全な形である。つまりフォネーが、インファンティアの情動である（LE：138 = 197）。欠くものがない完全な情動は、誰かに受け止められるように形作られてはいない。よって、目的地がない。

ところで、フォネーは目指す目的地もなく通り過ぎてしまうのだとして、私からフォネーが発せられる、あるいはそれがそこにあることを、私たちはいつの時点で、どこから眺めているのだろうか。フォネーが発せられる直前だろうか。しかし、私たちは「あー、ええとね…」としゃべり始めるとき、言葉になろうとしていることをそれより前の時点で正確には把握していない。私からフォネーが発せられることを私が知りうるのは、フォネーが通り過ぎた後の時点でしかない。もっともそのときに私が聴いているものは、もう分節化された後のレクシスだが。ここで起きること、つまりフォネーとレクシスの出会いはトラウマ、外傷をもたらす誘惑するものだ、とリオタールは言う。インファンティアについてインファンティアに向かって語る大人は、過去の自分の言葉とそこにあったはずの感情のとりこであり、人質なのだ（LE：138 = 197-198）。

だから、前にあるはずのものは後からしか知ることができない。前にあるその時点で知られるのではない。インファンティアは、私たちが聴く・語ることができるレクシス、インファンティアではないレクシス、これを通じて世界へと生じてくる（LE：138 = 197）。私が子どもとして生まれるのは、後からである、すなわち、幼児期を去るに際して言語とともに生まれるのだ（LE：39 = 53）。インファンティアは、発生したときにはすでに存在しない。

## インファンティアと言語活動 - アガンベンとバンヴェニストから

インファンティアは言語の到来後しかその存在を知ることができないということ、ここにやはり注目し考察したのが、G. アガンベンだった。彼はインファンティアを、フォネーからではなく言語、言語活動との関係から論じた。

人間を通り過ぎるフォネーは、当然ながら私がそれを発するとき私自身をも通り過ぎる。そうだとすれば、私は自分が話すということ自体をそもそも経験できるのだろうか、とアガンベンは問う。ある対象をではなくて、言語秩序であるラングと発話であるパロールからなる言語活動 *linguaggio* そのものを、意味のある命題としてではなく言語活動というものの自体の純粋な事実を経験することはどのようにして可能であるか。「私が話す」とはどういうことなのか。しかし、これは私たちから超越した、カント的な限界としての空虚な次元に関わる問題である。そして、インファンティアとはこの超越した経験である（IS：X-XI = 6-7）。

アガンベンは、西洋近代の主体の思想では言語との関係におけるこのインファンティアの超越性が十分考察されていないとする。それは超越的な領域も、「私は思考する」として言語の領域に取り込まれたからだ。認識を経験から区別し超越論的主体は思考によってのみ認識されるとするカントも、純粋な言葉を持たない経験がデカルト的な思考によって語ることへと接続するフッサールも、超越論的なものと言語活動の境界が明確ではない。経験について語る主体はもう経験そのものではないことについて語っているのであって、そのような主体は経験の本来の状態、つ

まり「語らない」経験 *esperienza* ≪ *muta* ≫ に達していない。そこにあるのはむしろその経験を奪うこと *espropriazione* であり、もうそれはすでにパロール、言葉である (IS : 41-45 = 77-82)。

こうなると、インファンティアに迫る足場を私たちの発する声に置くのも間違っているかもしれない。インファンティアの声は聴けないのだから。インファンティアにとって決定的なのは声ではなく言語の方だとアガンベンと言う。マラルメがコロロギの声に聴き取ったもの、純粹無垢な大地の神聖な解体されていない声とは、それはつまり完全な言語であるだろう。動物はその中にいる。しかし語らない状態としての経験、つまりインファンティアをもつ人間はいつもすでに語る存在ではなく、この単一である言語を分割し、語るために言語活動の主体として「私 io」を構成する。このようにインファンティアとは、言語を分割するものである (IS : 50 = 91-92)。

この分割・分裂についてのアガンベンの考察を導くのは、E. バンヴェニストだ (Benveniste 1974 = 2013)。人間たちが「私は…」などといって話すとき、「私」という単語は常に同じでこれは「君」「彼」などとの関係を喚起しうる記号だ。だが実際の話者は、会話 *discours* のたびに異なる。同一人物であっても、発話のたびに実際の私の有り様・状態は異なっている。記号として一貫している単語が、会話・ディスクールにおいては二度と同じものではありえない。言語は記号だが、話者の言語への関係こそが、発話の言語的な特徴を決める。言語が経験と関係をもつのは、このパロールの行為においてである。「私」「今」「今日」などは特定・固有・具体の意味をもたないが、話者がこの記号を用いれば話し相手は具体的な文脈をすぐ共有してしまう。言語はその現実性と実質を、記号的側面からではなく会話・ディスクールの意味的文脈から受け取ることになる。しかし同じ理由から、「私」「今」「今日」などの記号が別の文脈で現れれば別の意味になる。だから、会話に参入する一回的な私が言語記号と一致することはない。記号的な *sémiotique* ものと意味的な *sémantique* ものは、それぞれ別の次元にあるものとして分離・断絶している (Benveniste 1974 : 63 = 2013 : 58 ; IS : 53 = 95)。

アガンベンは、インファンティアをこの断絶そのものの位置に見出す。語らない経験としてのインファンティアは言語と関係ないようでありながら、言語と無関係などどこにあるのではない。そうではなく、言語が記号論的なものと意味論的なものに分裂する、そこに位置づいている。アリストテレスがフォネーを魂がもつ受動的なもの *πάθημα*, *pathēma* の記号 *σημείον*, *sēmeion* だとシリオタールがこれに着目していたことが、この文脈に関係しているだろう。フォネーは、人間にとっては受動的に訪れる *passive* 感情 *passion* の記号でしかない。言語へかかわるには、つまり言葉を話すという能動性へ至るには、これと異なる意味的な次元へ移らなければならない。だからそこに、分裂が生じるのだ。

アガンベンは、この分裂の後しか生きることができない人間がいかにしてその前にあるインファンティアを知ることができるか、その考察を試みている。私たちは、自分にすでもたらされているこの記号と意味の分裂からしか、分裂以前へは迫れないということだ。

### 3 法による流血とその残余

#### 求められる流血と残酷さ

ところで、一回ごとの発話の意味的側面と言語の記号的側面が分離・断絶していることは、そうになっていると言えば済むほど無害な事態ではない。法であれば、個々の事案の意味が法体系という記号と絶対的に分離・断絶していることに開き直れば、法の存在意義が問われてしまう。本

稿序盤で取り上げた法社会学の諸研究が注目した人々の苦悩も、この分離・断絶の部分に関係している。そこでなにが起きているのか、より慎重に考察しておく必要があるだろう。

声は私たちの身体と深い関係があるが、リオータルは身体と法の関係について F. カフカの『流刑地にて』*In der Strafkolonie* から考察している。以下ではこれをたどりたが、まず『流刑地にて』の概略を本稿と関係のある範囲で述べたい<sup>2</sup>。

学術調査にきた旅行者が、ある兵士の処刑現場に立ち会う。刑を管理し執行してきた将校がいるが、処刑自体はベッド、製図屋、馬鋏と呼ばれる部分からなる機械が行う。将校は、機械が判決を執行するのだと説明する。すなわち単なる死刑ではなく、本人が犯した罪を馬鋏の針によって身体に書き込むというのだ。そして兵士は自分に下される判決を知らない。それに疑問を示す旅行者に、将校は「告げることは無駄です。彼はそれを自身の体で知るのだから」と言う。そして処刑では即座に殺してはならず、平均 12 時間は命がもたなければならないと説明される。6 時間もすれば処刑される者の表情は救い *Erlösung* へと至るといふ。かつては支持者が多かったこの処刑制度はもう評判が悪くなっていたが、将校は旅行者にこの制度の維持の支援を頼む。だがこの制度を「非人間的」だと思っていた旅行者は、これを断る。すると、将校は「正しく *gerecht* あれ！」と刻むように機械を調整し、自分で刑にかかってしまう。しかし文字を刻もうと動きはじめた機械は壊れてしまい、文字は刻まれない。その代わりに馬鋏は将校を単に突き刺してただ殺してしまう。将校は救済に至らず、その表情はまだ生きているかのようなのだ。

さて、以下ではリオータルの解釈を絡めて 4 つのことをとり上げたい。

第 1 に、この処刑はインファンティアと法の関係を示している。「私たちは、法のもとに生まれるより早く生まれてくる。法にとって、身体は過剰だ」(LE: 40 = 54)。人間は生まれてしばらくは自覚もなくなにかにふれて感じ、欲し、獲得しながら生きる。しかしその経緯を記憶していない。生まれたとき世界にはすでに規則・法があったのだろうが、私たちはそれを知らずともせず、また自分の行為がそれに抵触するのかを考えようとしなない。だから、この生の先行性こそが罪である。この罪ある身体には、法が刻み込まなければならない。「法の執行人は知っている。子どもの身体 *le corps enfant* は血が流れるまで刻み込まなければならない法についてなにも、理解するという意味で知ることができないことを」(LE: 41 = 56)。だから、判決そのものを被処刑者が知るのは本人の身体の上においてなのだ。

第 2 に、この処刑の長い時間は、上記の先行に対応している。時間は、身体に対しどれほど法が遅延しているのかを示しているのだ。「古い法はなぜその執行を、罪ある身体への刻み込みをこうまで遅らせるよう命ずるのか。それは死が誕生を妬んでいるからだ。あるいは、法が身体を妬んでいるからだといおうか。[...] 法は嫉妬する、というのも自らの到来は二番手で、*sanguis* が《自由に》循環するために法を待たなかったからだ。[...] 身体が法に対し誕生の過剰という優位をもつために、法は身体にとって死の過剰でなくてはならない」(LE: 47 = 65)。また残酷さは、道徳を知らしめるために要求される。「道徳においては血を流すことだけが問題なのではない。残酷さが明示されなければならない。残酷さこそが道徳の劇場であり、美学だ。[...] 法は罪ある無垢に死だけではなく、死の時間、苦悩することを要求する」(LE: 43-44 = 60)。だから、法は残酷でなければならない。

第 3 に、処刑を司る将校自身が刑にかかるという奇妙な事態となるが、それは「正しくある」ためである。そんな抽象的な罪状があるだろうか。だが、将校が具体的な罪に問われているわけではない。将校はこの機械的な処刑を純粹に遂行してきて、そしていまもこれを維持しようと

忠実であるだけだ。この模範的なあり方こそ、この普遍的な命令を体現するにふさわしい。「これはトートロジーであって、完全に無実な自分に正義の命令を書き込み命令の正義を示すのだ。というのも、支配 *commandement* と懲罰はまさに無実の者に適用されるのだから」(LE: 55 = 77)。

しかし第4に、『流刑地にて』の処刑の機械は最後には壊れてしまい、正義をなすための将校の刑は失敗に終わる。正義はそこに住みつかない、つまり通過するだけで受肉されえないということだ (LE: 52 = 73-74)。法は、ある間違いに基づいている。それは、法が罪だとするインファンティアが、実は単に無垢なだけという間違いだ。しかし、この間違いによらなければ法や道徳がなにかを禁じる必要はない。取り扱えないものであるインファンティアへの再書き込みが成功するのは、この間違い、失敗によってである (LE: 48-49 = 67-69)。もちろん、失敗があるなどと明示されるはずはなく、成功が装われねば権威が維持されないのだが。だが刑を完遂する機械は最後には壊れてしまい、この失敗が露見する。

以上をまとめよう。生まれてただ生きていただけの私たちの身体は、法を知らなかった。この先行が罪である。だから、法は血を要求する。それも残酷な形で。認識する私は言語が刻み込まれるときにやってくるのだが、この刑が示唆するのは、そこに残酷さがなければ遅れは理解されえないということだ。しかし、結局のところ正義の完遂を目指す法は残酷である上に失敗する。というより、残酷でなければ人間は、失敗も失敗と認識できないということかもしれない。

## インファンティアと法の残余

アガンベンが『ホモ・サケル』 *Homo Sacer* で C. シュミットを参照しながら法の例外に位置づけられる生として論じた問題は、この生と法の根源的なズレに関係する。法に先行してしまう身体・生を法は取り込めない。しかしそれを放置することは、管轄内にいるとみなされる人間を平等に扱わなければならない法にとって、非常に都合が悪い。だから、可能ならばこれらの生・身体を正当に市民権を享受する人々から隔離し、隠すかあるいは消去してしまわなければならない。国家の政治が人間の生に全面的に関与するようになった20世紀における収容所は、そのような場所として機能した (Agamben 1995 = 2003)。

ところでアガンベンは、こうした収容所の代表であるアウシュヴィッツで生き延びてしまった者の語りについて、『アウシュヴィッツの残りのもの—アルシーヴと証人』 *Quel Che Resta di Auschwitz: L'Archivio e capl Testimone* で考察した。それはすぐ隣で起き次は自分の番であつたらう非人間的な殺害を、語ることの困難さとともに語れるのか、というものだ。それは言い換えれば、意味的な発話によって言語記号に生氣を与える人間が、意味を語りえる限界のような経験をまだ語りえるのかという考察である。以下ではこれを追いながら、法と生のはざままで人間がなにかを言うということについての最後の考察を行いたい。

アウシュヴィッツにおいて栄養失調でやせ細って病気となり、あらゆる希望を失い死を待つだけとなった人間たちは、その座り込んで背中を丸めた姿勢から回教徒と呼ばれた。回教徒は身体が殺される前にすでに人間としては死んでいた、とアガンベンは言う。この人々は、殺されるときも死を理解できないほど疲弊ききっていた。とすれば、回教徒を殺すことは人間を殺すことではなく、ごみを捨てるようなことでしかなかった。そこに、われわれが人間の死に見出したりするような特別な意味や物語はもたされていないし、もちえない。



ではこのような非人間的な死について、まだ自分は人間だと思っている者たちはなにかを語る  
ことができるのか。絶対的に死にゆく回教徒に尊厳や自尊心を説くことがあまりに愚かで、人間  
たちは話しかけることをやめてしまったのに (RA : 57 = 82)。疲弊しきってもはやなににも反  
応しなくなってしまった回教徒は、もう人間ではないかのようだ。しかし彼ら／彼女らがそうな  
ってしまったのは、耐えられるものも耐えられないものも、耐えるべきものも耐えるべきでない  
ものも、すべてを力の限り人間として耐え抜いてしまったからだ。だからこの「非-人間」は、  
人間なのである (RA : 71-72 = 101-102)。人間という尊厳ある地位にただ単純にとどまろうと  
する者は、回教徒については語れない。語ろうとするなら、人間は「非-人間」的なものを引き  
受けなければならない。当然、それは人間であろうとすることと抵触し、我々は分裂してしまう。  
だが、このように引き裂かれるからこそ人間は証言ができるという。

生きる存在と言語活動、フォネーとロゴス、非-人間と人間を1つに結合するところの  
この不可能性 [...] それこそが証言を可能にするものだ。生きる存在と言語活動のあいだ  
に結合がないなら、私というものがその隔たりのうちで宙吊りになっているなら、そのと  
き証言は存在できる。私たちを裏切り自分自身と非-一致となる内密性こそ、証言の場  
である。証言は結合の非-場にもって生起する (RA : 121 = 176)

証言する者は、内側に「非-人間」を抱えてしまう。しかしすでにアガンベンのインファンテ  
ィアに関する記述の部分で見たように、そもそも語ることは、自身の語らないという経験を奪う  
ことだった。だから語る者が人間であるなら、「非-人間」を抱え語れなくなる者はかえって自  
身の純粋な経験に接近するのではないか。

語れなくなるのだとしたら、証言されるのは偶然であり、それは存在しなかったかもしれない  
ということだ。しかし、証言とはそういうものである。

この偶然性、主体のもとでの言語のこの生起は、現に進行中の言説を主体が実際に言う  
のか言わないのか、話すのか沈黙するのか、言表されるものが生まれるのか生まれ  
ないのか、とは別のことだ。それは主体において、主体が言語をもつことができるのか、もた  
ないことができるのか、にかかわる。つまり主体とは、言語が存在しない可能性、生起しな  
い可能性だ。もしくは、言語が存在しない可能性を通してのみ、言語の偶然性を通してのみ、  
言語が生起する可能性だというべきか。人間が言葉を話す存在で、言語活動をもつ生物で  
あるのは、言語をもたないことができるから、自分のインファンティアであることができ  
るからなのだ (RA : 135-136 = 196-197)。

恐ろしくも、『流刑地にて』の処刑機械はある意味では人間と言語の関係の本質を描いている  
ということなのだろう。罪状 (としての言語・文字) は刑を執行される者に伝えられず直接身体  
に刻まれるのだったが、刑によってその者は死んでしまう。だからここでは、彼／彼女において  
言語が生起することはない。『流刑地にて』の刑が描くのは、言語が刻まれる当の人間において  
言語が生起しない、そういうさまである。言語の生起とは、ありえそうもないことなのだ。しか  
し、もし生起の可能性があるのだとすれば、それはそこにしかない。それはつまり、人間が破壊  
される場所である。P. レーヴィの著作『これが人間か』 *Se Questo è Un Uomo* のタイトルに関

する話の文脈で、アガンベンは以下のように言っている。

この「人間」という名称はなにより非-人間につけられているのであり、完全な証人とは人間性を完全に破壊された者である。つまり、人間とは人間の後も生き残ることができる者なのだ (RA : 76 = 108)。

私たちは、人間性を破壊された後、その後へ生き残ることによってしか人間になることができない。なぜ、それによって人間になることができるのか。それはこのときに、語りえないということが訪れるからである。本稿で繰り返し見てきたように、私たちは語る前の状態としてのインファンティアをもつが、それをこの文脈と重ねて考えなければならない。言語にならない経験としてのインファンティア、その完全な現れはフォネーであるが、完全無欠なそれはコロログなどの声である。人間は、インファンティアもフォネーもそのままの姿では経験できない。だからアガンベンがここで言うように、あるいはカフカの『流刑地にて』の処刑が残酷でかつそれが失敗しなにかが後に残るように、人間とは、人間であることを破壊された後へ生き残った者である。言語活動がもたらす記号論的なものと意味論的なものへの分裂の先に、あるいは成功という形で失敗する、それも残酷な形で失敗する法がもたらす分裂の先にしか、人間が聴き取ることができるなにかはないということなのではないか。私たちに純粹ななにか、言葉にならないなにかがあると私たちが思うのは、法がすでに私たちの声を処刑してしまっているからなのではないか。

## おわりに

ここまでの検討から考えれば、私たちは人間の純粹な声を、人間に受動的に生起する純粹な情念の現前としてのなにかを聴けるわけではない。人間はインファンティアをもち、リオータルが言うようにフォネーはそれ固有の情動かもしれない。そうだとすると、私たちが聴くものはそれではない。なにかが聴こえるのはフォネーが通り過ぎたから、分裂がもたらされたからである。

法は、残酷な方法を用いても言語の記号と生の意味の一致を、そういう不可能な一致を要求する。その方法は徹底しているから、その残余はもはや意味づけえないものかもしれない。だが、手前にあるものは、後からしか知ることができない。残酷な要求・方法の後では、人間はこれを語れないかもしれない。しかしもし人間が、なんらかの音、声のようなものを、誰かが聴きうる形のものとして発する可能性があるのだとすれば、それはここにしかないのだろう。言語が可能性でしかないところ、経験が言語にならないかもしれないところに、それはあるのだろう。

私たちが法の手前にあるであろうものを想起することができるのは、私たちがいま法の手前の世界を生きているからではない。そうではなく、法の失敗、法がもたらす分離に私たちがすでにさらされてしまっているからなのではないだろうか。だから私たちは、法に苦しみながらも法に頼ってきたし、それによって法の手前を考えることができるということなのではないか。

## 注

<sup>1</sup> 近代法に関する問題点の指摘は、いわゆる Critical Legal Studies (CLS) の紹介に絡めて述べられている。和田自身が人々の声に着目すべきとしてきたのは、法曹の世界から出なかった CLS への批判でもある。

<sup>2</sup> 『流刑地にて』からの引用は、批判版 (Kafka 1994) を用いている。

## 参考文献一覧

- Agamben, Giorgio 1978 *Infanzia e Storia: Distruzione dell'esperienza e origine della storia*, Einaudi. ristampato Einaudi, 2001. (上村忠男訳 2007 『幼児期と歴史』 岩波書店 本文中 IS と略記)
- 1995 *Homo sacer: Il potere sovrano e la nuda vita*, Einaudi. (高桑和巳訳 2003 『ホモ・サケルー主権権力と剥き出しの生』 以文社)
- 1998 *Quel Che Resta di Auschwitz: L'Archivio e il Testimone*, Bollati Boringhieri. (上村忠男・廣石正和訳 2001 『アウシュヴィッツの残りのものーアルシーヴと証人』 月曜社 本文中 RA と略記)
- Aristoteles 1831 *Περὶ Ἑρμηνείας (De Interpretatione)*, *Aristotelis opera ex recensione Immanuelis Bekkeri*; edidit Academia Regia Borussica, Berolini, v.1. (早瀬篤訳『命題論』 中畑正志・早瀬篤・近藤智彦・高橋英海訳 2013 『アリストテレス全集 1』 岩波書店)
- Benveniste, Émile 1974 *Problèmes de Linguistique Générale II*, Gallimard. (阿部宏・前島和也・川島浩一郎訳 2013 『言語と主体ー一般言語学の諸問題』 岩波書店)
- Certeau, Michel de. 1980 *L'Invention du quotidien. 1. Arts de faire*, U.G.E., coll., édition Gallimard 1990. (山田登世子訳 1987 『日常実践のポイエティーク』 国文社 文庫版 (筑摩書房 2021) 本文中は IQ1 と略記)
- Kafka, Franz 1994 *Drucke zu Lebzeiten*. Kritische Ausgabe. Hrsg. von Wolf Kittler, Hans-Gerd Koch und Gerhard Neumann. S. Fischer.
- Lyotard, Jean-François 1991 *Lectures d'enfance*, Galilée. (1995 小林康夫・竹森佳史・根本美佐子・高木繁光・竹内孝宏訳 1995 『インファンス読解』 未来社 本文中 LE と略記)
- 西田英一 2014 「痛みと紛争解決ーたどり着けなさを声で知る」和田仁孝他編『法の観察』法律文化社、2014年、
- 2016 「痛みと償いー震えの声の前で」西田英一・山本顯治『振舞いとしての法ー知と臨床の法社会学』法律文化社
- 棚瀬孝雄 1997 「権利と共同体」『法律時報』69巻2号 7-13 (2002 『権利の言説ー共同体に生きる自由の法』勁草書房)
- 和田仁孝 1994 「法の言説と権力」日本法社会学会『法社会学 1994』46号 73-78
- 1996 『法社会学の解体と再生ーポストモダンを超えて』弘文堂
- 2004 「「個人化」と法システムのゆらぎ」『社会学評論』54巻4号 日本社会学会 有斐閣 413-430